

第3章 村上市における取り組み状況と課題

1 取り組み状況

村上市では、平成24年11月に「村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例化に向けての取り組み指針」を策定し、自殺予防の取り組みを進めることとしました。

また、平成25年度には「村上市自殺予防対策庁内検討委員会」を立ち上げ、市の自殺予防対策の現状と課題の整理、庁内における今後の取り組みの検討を行いました。

平成26年6月に「村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例」を制定しました。

市では、自殺予防の取り組みとして、自殺関連の講演会や出前講座、広報等を通じた普及啓発や相談窓口の周知、自殺の危険性の高い人への対応、相談者の資質の向上のための研修など行っています。

新潟いのちの電話等関係機関と連携しながら、普及啓発事業を実施しています。



(1) -1 普及啓発事業

自殺は追い込まれた末の死であり、自殺は防ぐことができる、自殺を考えている人は悩みを抱えながらもサインを発しているという認識で、さまざまな啓発活動を行っています。

①市民に対する普及啓発

関係機関窓口や事業を実施する際にパンフレットやポスターを掲示・設置して、情報提供しています。

9月の自殺対策推進月間や3月の自殺対策強化月間では、市報や告知端末を利用した呼びかけを行っています。

コンビニやATMの窓口等に相談窓口が掲載された「こころの支えマップ」「ちゃんと眠れていますか？カード」を配置して周知を行っています。

保健所と共催して、まちかど保健室を開催し、啓発グッズの配布活動を含めた、うつ病や精神疾患に関する普及啓発を行っています。

②こころの健康づくりの講演会の開催

地域の茶の間や出前講座、フォーラムを開催して、正しい知識の普及を図っています。

また、はまなす支援センターに委託してこころの健康づくり講座を実施しています。

企業に出向き、「こころの健康」について講話を行っています。

出前講座：1回（企業）20人



(2) - 1 相談事業

さまざまな要因により自殺の危険が高まっている人を早期に発見し、適切な支援につなげるための相談・支援を行っています。

①保健師による相談事業



市の保健師が、電話、来庁等により市民のこころの相談に応じています。また、必要によっては、医療機関等と連携を行います。相談内容によっては、関係課への窓口等の紹介も行います。

保健師等相談：249件（H25）

②関係課の相談事業

障がい者、生活困窮者、多重債務者に対する相談、人権や一般市民の相談、児童生徒や養育者等の就学援助等の相談、労働に関する相談など福祉課、市民課、生涯学習課、学校教育課等関係課で行っています。

③地域における見守り、相談支援

地域では、市民の身近な相談役である民生委員・児童委員が中心となり、見守りによる訪問活動の中で相談支援や行政機関などへのパイプ役に務めています。また、老人クラブによる友愛活動で高齢世帯への声かけ等を行い孤立化を防いでいます。

また、街中お年寄り愛所（市内 63 事業所）で簡易な相談支援を行っています。

(2) -2 人材養成事業

保健福祉、教育、相談業務による自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を行うため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができるように、自殺防止に関する人材養成を行っています。

①ゲートキーパー研修

自殺の危険性の高い市民に接する機会がある保健・福祉関係者、民生委員・児童委員等に、自殺予防に関する意識や技術を習得するための研修を行っています。

10月14日：36人（民生委員）（H26）

(3) -1 うつ対策事業

うつ病等自殺の危険性の高い市民の早期発見に努め、確実に精神科医療につなぐ取り組みを行っています。

①うつ状態等のスクリーニングの実施

30～64歳の特定健診受診者にうつスクリーニングを実施し、ハイリスク者へは訪問により状況を把握し支援しています。

また、65歳以上の市民に介護予防のための基本チェックリストによるアンケートを実施し、「うつ・閉じこもり」の項目該当者に対し、介護予防事業への参加を促しています。

うつスクリーニング：2,652人実施（H25）

②精神疾患を有する（または疑いのある）市民に対する保健師等の訪問活動

早期に精神科医療につなぐために、精神疾患を有する（または疑いのある）市民に向けて、保健師等が訪問指導を行っています。

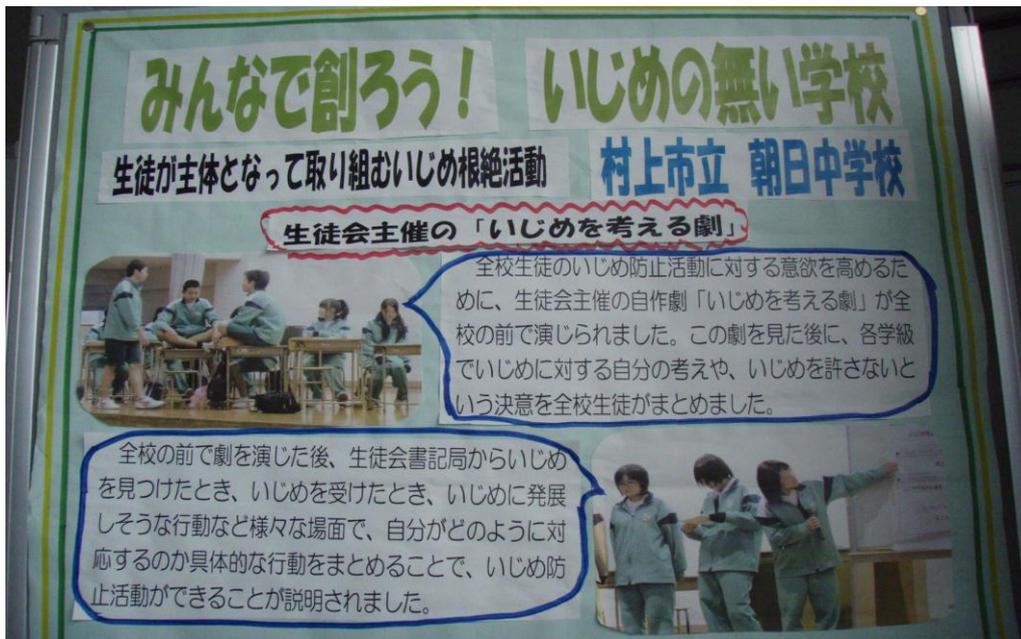
保健師訪問：243件（実）492件（延べ）（H25）

(4) -1 他団体との連携

新潟いのちの電話後援会等と連携しながら、自殺予防の講演会やこころの悩みを聴くセミナーを行っています。

(4) -2 市役所全体としての取り組み

平成 25 年度に、庁内の関係課職員で自殺対策庁内検討委員会を開催して、各課の取り組みをまとめました。



2 課 題

(1) 市民の自殺予防に対する意識について

自殺対策強化月間や推進月間等を通じて、自殺予防についての周知を図ったり、健康教育、健康相談を通じた周知を行っていますが、市民には、まだ自殺の実態や精神疾患に対する理解が十分に得られている状況ではありません。あらゆる機会を利用して周知を図る必要があります。特に、自殺は誰にでも起こり得る危機であって、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを普及することが重要です。

また、市民が自殺を考えている人に気づき、適切な関わりや相談・専門機関等に繋ぎ、見守っていくことができるよう支援することが大切です。

(2) 相談窓口について

市民は、相談したくてもどこに相談したらよいのかわからない状況もあります。また、相談窓口の周知や専門医、カウンセラーの相談窓口、多方面の相談を受付ける相談窓口等が少ない状況にあります。誰でもが相談しやすい体制づくりや、各種相談機関とのネットワークの強化が求められます。

(3) 精神疾患の早期発見・早期治療について

多くの自殺者はうつ病等の精神疾患に罹患しているなど精神医療上の問題を抱えています。うつ病等の患者は増加傾向にあるといわれていますが、うつ病の発生頻度からすると医療機関を受診している人はごくわずかと推測されます。市では、特定健診等においてうつチェックを行い、健診会場で本人からの聞き取りを行い、専門医の紹介、保健師の訪問等を行い、うつ病の早期発見に努めています。新生児訪問を通じて、産婦の産後うつチェックも実施しています。今後も、早期発見・早期治療のために継続していく必要があります。

(4) 関係機関との連携について

本市は、平成 26 年度に「村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会」を設置しました。自殺の原因をみると、経済・生活問題、家庭問題、健康問題の順に多くなっています。経済・生活問題については社会的要因が深くかかわっており、相談や支援体制の整備、関係者の連携強化が重要となります。自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、ひきこもりなど関連した分野との連携体制が重要です。